

## 湖北まこも改築整備事業設計委託業務仕様書

### 1 総則

- (1) 湖北まこも改築整備事業設計業務（以下「設計業務」という。）は、この仕様書に基づき実施する。
- (2) 受託者は、設計業務の方法順序について、段階ごとに応じ協議し、その結果について検討の上、委託者の承諾を得ること。
- (3) 従事者については、責任者を定め、報告を行うこと。
- (4) 仕様書に明記されていない事項および内容に疑義が生じたときは、受託者は、契約担当者との協議の上、その指示に従うこと。

### 2 共通事項

#### (1) 委託業務の名称

湖北まこも改築整備事業設計委託業務

#### (2) 業務に要する費用

35,000千円（消費税及び地方消費税を含む金額）を上限とする。ただし、この金額は、契約の予定価格を示すものではなく、あくまでプロポーザル提案内容の規模を示すためのものであることに留意のこと。

また、見積書及び見積書内訳は、上記金額を超えてはならない。

#### (3) 業務対象施設概要

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| ① 建築場所   | 長浜市湖北町海老江1073             |
| ② 敷地面積   | 17,501㎡                   |
| ③ 施設用途   | しょうがい者支援施設                |
| ④ 構造区分   | 木造又は鉄骨平屋建てを基本とする          |
| ⑤ 計画面積   | 延べ床面積約3,000㎡（一部残存改修施設含む。） |
| ⑥ ユニット構成 | 別添構成図のとおり                 |
| ⑦ 工事費概算  | 約880,000千円（消費税含む）以内       |
| ⑧ 地域指定等  | 非線引き都市計画区域                |
| ⑨ 積雪荷重   | 110cm                     |
| ⑩ 防火区域   | 指定なし                      |

- (4) 業務委託期間  
契約締結日から7日以内 から 平成30年3月20日まで
- (5) 設計内容
- 基本設計
  - 現湖北まこも（施設の一部）解体工事設計・改修工事設計
  - 湖北まこも改築整備事業建築工事設計
  - 外構工事設計（緑地、フェンス、排水路、舗装工事等）
  - 地質調査・建物構造計算
  - 施工に伴う施工計画書および仮設計画書の作成および関係官庁諸手続き
- (6) 業務仕様書
- 設計業務は、本設計委託仕様書、関係法令および各種基準等により実施のこと。
  - 設計業務の実施に当たっては、法人担当および関係機関と十分な打合わせを行うこと。
- (7) 管理技術者・担当者の資格要件
- 管理技術者 . . . 一級建築士
  - 担当者（建築）. . . 一級建築士
  - 担当者（構造）. . . 構造設計一級建築士
  - 担当者（設備）. . . 建築設備士またはそれと同等以上の技術能力を有する者。
- (8) 設計業務における基本要件
- ① 施設は、生活の場と日中活動の場を分けて、いわゆる職住分離を図るものとする。
  - ② 建築場所は、現時点では未決定となっているが、一旦は現在の「湖北まこも」のある現在地とする。仮に別の候補地に至ることとなっても、対応可能な設計業務をお願いする。
  - ③ 施設定員は、現在と同様の50人とする。（別にショートステイ10人とする。）
  - ④ しょうがいの程度にかかわらず、全館個室対応を原則とする。
  - ⑤ 利用対象者は、従来の利用者に加え、発達しょうがい者・行動しょうがい者にも対応できるようユニットで構成された施設とし、管理し易い建物構造とする。ただし、現在の湖北まこも利用者は、全員対象とするものとする。
  - ⑥ 今日の命題である環境的配慮を凝らした施設とする。
  - ⑦ 当該改築事業は、国庫補助金対象事業として、平成27年度事業協議を行い、採択決定され次第、平成28年度・平成29年度の2か年継続事業を想定している。したがって、補助金の適用対象の可否およびその他の事情等により、事業実施が後年度に

ずれ込む可能性があることをご了解いただく。この場合、設計業務出来高に応じ、受託者と委託料の支払い等について、協議を行う。

### 3 業務範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 建築設計
- (2) 建築構造設計
- (3) 電気設備設計
- (4) 機械（給排水、衛生、ガス、空調、換気、防火）設備設計
- (5) 屋外付帯設備（車庫等）設計
- (6) 外構・緑化・舗装工事設計
- (7) 仮設計画設計
- (8) 屋外付属建物（フェンス等）設計
- (9) 解体工事設計（入所施設、その他の付属施設）・残存施設改修工事設計  
※別紙のとおり一部残す建物有り
- (10) 地盤の調査（ボーリング調査含む）
- (11) 確認申請および都市計画法60条証明手続、その他関係諸官庁への手続  
（申請手数料は、含まれない）
- (12) エネルギーの使用の合理化に関する法律による届け出
- (13) 概算工事費の算定
- (14) 実施設計書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外溝工事等）の設計
- (15) 監理業務